

覚醒剤原料研究者指定証記載事項変更届出書

覚醒剤取締法第 30 条の 5 において準用する同法第 12 条の規定により、覚醒剤原料研究者指定証の記載事項に変更を生じたので、指定証を添えて届け出ます。

年 月 日

住所

氏 名

山梨県知事 殿

指 定 証 の 番 号		第	号	指 定 年 月 日	年	月	日
変 更 す べ き 事 項							
変 更 前	研究所の名称						
	住 所						
	氏 名						
変 更 後	研究所の名称						
	住 所						
	氏 名						